

公的研究費の取り扱い規則

(目的)

第1. 公益財団法人国際高等研究所（以下、「本研究所」という。）における公的研究費の取り扱いに当たっては、当該研究費の交付者が定める諸規則、本研究所の諸規則に定めるものほか、この規則に基づき実施することとし、諸費の適正かつ効率的な執行に努めるものとする。

(定義)

第2. この規則において、公的研究費とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、次のものをいう。

- ①科学研究費補助金
- ②科学技術振興調整費
- ③独立行政法人日本学術振興会からの助成金

(責任者)

第3. 本研究所における公的研究費の管理運営者にかかる責任者は、次のとおりとする。

- ①管理運営について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）は理事長とする。
- ②管理運営について統括し、実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）は担当理事とする。
- ③コンプライアンスの推進について責任を負う者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、担当理事とする。

(事務処理手続き)

第4. 事務処理は、公的研究費の交付者が定める諸規則及び本研究所の諸規則に基づき実施する。
2 公的研究費の予算執行を適切かつ効率的に管理するため、公益法人会計システムを活用する
3 公的研究費の執行手続きは、本研究所の定める職務権限、決済権限、事務分掌に係る規程に基づき、事務部門が行う。

(研究活動に関する相談窓口)

第5. 研究活動に関する相談窓口は、研究支援部とし、研究活動に関し告発の意思を明示しない相談を受け付ける。
2 研究活動に関する相談窓口は、本研究所のホームページに掲載する。掲載内容は以下のとおりである。

[研究活動に関する相談窓口]

公益財団法人国際高等研究所 研究支援部
〒619-0225 京都府木津川市木津川台9-3
電話 0774-73-4001(内線308)
受付時間 祝祭日を除く月～金曜日 9:00～17:30
アカシヤ 0774-73-4005
電子メール soudan@iias.or.jp

(監査)

第6. 内部監査は、事務分掌に係る規程に基づき実施する。

- 2 内部監査以外に、特別に行うべき事案或いは意見を求めるべき事案が発生した場合の監査を行うために、別途担当理事を責任者とする特別監査班を設ける。

(不正事案にかかる通報窓口)

第7. 不正事案に係わる内外からの通報窓口は、総務部とし、不正行為に関する告発を受け付ける。

- 2 不正事案に係る通報窓口は、本研究所のホームページに掲載する。掲載内容は以下のとおりである。

[不正事案に係る通報窓口]

公益財団法人国際高等研究所 総務部
〒619-0225 京都府木津川市木津川台 9-3
電話 0774-73-4000(内線 312)
受付時間 祝祭日を除く月～金曜日 9:00～17:30
アクシス 0774-73-4005
電子メール tsuuhou@iias.or.jp

- 3 通報窓口は、不正通報が寄せられた場合、直ちに総括管理責任者に報告する。総括管理責任者は、報告を受けた不正事案につき、重要な事案について直ちに最高管理責任者に報告する。
- 4 告発等があった場合は、その受付から30日以内に調査の要否を判断し、調査方法等を当該公的研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に報告する。

(不正に係わる調査、報告等)

第8. 不正事案が発生した場合には、この不正事案に係る調査を行うため、理事長の下に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の運営、構成員等は、理事長が別途定める。但し、構成員には本研究所に属さない第三者を含むものとし、構成員は調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならず、その第三者の人数は全体の過半数以上とする。
- 3 告発者及び被告発者に対し、調査委員会の氏名や所属を通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、通知後10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断される場合は、該当する調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 調査委員会は、不正行為の有無、内容、関与者及びその程度等について認定するものとし、告発等の受付から150日以内に再発防止計画を含めた最終報告書をまとめる。
- 5 本研究所は調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。
- 6 不正行為と認定された被告発者は、通知後10日以内に不服申立てをすることができる。
- 7 調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査をするかどうかを速やかに決定する。
- 8 本研究所は不服申立てがあったときは、告発者に通知する。また、配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、開始後50日以内に、調査報告書の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を本研究所に報告する。

- 10 告発が悪意に基づくものであると認定された告発者は、その認定に対して不服があるときは、通知後10日以内に不服申立てをすることができる。この場合、本研究所は告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
11. 上記の不服申立てについては、調査委員会は再調査を行い、再調査開始日より30日以内に調査結果を取りまとめ本研究所に報告する。
12. 本研究所は、再調査の調査結果を被告発者及び告発者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 13 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は速やかに配分機関に報告するほか、配分機関から要請があった場合は調査の進捗状況等中間報告を行う。なお、調査対象者は正当な事由ある場合を除き当該事案に係わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 14 理事長は、調査中であっても必要に応じて、調査対象者に対して当該公的研究費の使用を中止する。
- 15 本研究所は、必要に応じて文部科学省に経過を報告する。また、最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出するとともに、告発者氏名、所属を除き調査結果の概要を本研究所のホームページに公表する。公表する項目、内容等については、調査委員会の承諾を得る。再調査が行われた場合についても、同様の手続きを行う。
- 16 本研究所及び配分機関は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(懲戒等)

第9. 調査委員会の報告に基づき、理事長は懲戒等必要な措置を講じる。

(不正取引関与業者への処分)

第10. 本研究所との取引業者が、本研究所の事業に関連して不正を働いた場合には、当該取引業者とのその後の取引を停止または一定期間停止する。

(不正防止計画)

第11. 総括管理責任者は、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画は、より現実的かつ実効性のある計画となるよう常に見直し充実を図る。

(防止計画推進部署)

第12. 不正防止計画を具体的に推進するコンプライアンス担当は、総務部長とする。

2 不正防止計画は、内部監査と併せて実施する。

附則 2007年10月27日施行。

2015年 4月 1日改訂。

2017年 4月 1日改訂。